

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第4号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線のとおりである。

改正前	改正後
<p>(適用の範囲)</p> <p>第1条の2 この規則は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、一般職に属する<u>すべての職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員（以下「県費負担事務職員」という。）を含む。以下「職員」という。）</u>に適用するものとする。</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第10条の6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一の市町の県費負担事務職員を免職し、引き続いて他の市町の県費負担事務職員に、及び一の市町の県費負担事務職員を免職し、引き続いて県立学校の事務職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第1項に規定する事務職員、技術職員その他所要の職員をいう。以下同じ。）に、並びに県立学校の事務職員を免職し、引き続いて一の市町の県費負担事務職員に採用する場合の当該職</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>(適用の範囲)</p> <p>第1条の2 この規則は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、一般職に属する<u>全ての職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。以下「職員」という。）</u>に適用するものとする。</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第10条の6 次の各号のいずれかに掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一の市町の県費負担事務職員（<u>市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員をいう。以下この号において同じ。</u>）を免職し、引き続いて他の市町の県費負担事務職員若しくは職員（<u>県費負担事務職員を除く。以下この号において同じ。</u>）に、又は職員を免職し、引き続いて一の市町の県費負担事務職員に採用する場合の当該職</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 <u>前項第2号に掲げる職への採用のうち、採用しようとする職員が免職のときに任用されている職と同等以下と人事委員会が認め</u></p>

改正前	改正後
<p>(名簿の効力)</p> <p>第13条 名簿の有効期間は、<u>人事委員会が定めた効力発生の日から1年とする。</u>ただし、名簿の失効前に当該名簿の対象となっている職について、更に新たに確定した名簿に登載された任用候補者をもっては、任用に不足を生ずることが明らかとなった場合には、人事委員会は旧名簿の有効期間を延長することができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 人事委員会は、<u>次の各号に掲げる事項について教育委員会にその権限を委任する。</u></p> <p>(1) <u>第10条の6第2号の職への採用のための選考に関すること。</u> <u>ただし、当該者の免職のときの職より引き続いて採用されることとなる職が上位である場合を除く。</u></p> <p>(2) <u>教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項にいう教員をいう。)の臨時的任用及び当該任用に係る期間の更新に関すること。</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>る職への採用を行う場合にあっては、当該職員は、その職に係る選考に合格したものとみなす。</u></p> <p>(名簿の効力)</p> <p>第13条 名簿は、<u>確定した日の属する年度の翌年度の末日に効力を失う。</u>ただし、名簿の失効前に当該名簿の対象となっている職について、更に新たに確定した名簿に登載された任用候補者をもっては、任用に不足を生ずることが明らかとなった場合には、人事委員会は旧名簿の有効期間を延長することができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 人事委員会は、<u>教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項にいう教員をいう。)の臨時的任用及び当該任用に係る期間の更新に関する権限を教育委員会に委任する。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。